

表3 1990年2月（ナミビア）以降、2022年7月（チュニジア）までに新しく制定された各国憲法（105か国）の態様—新しい権利、平和・国家緊急事態対処条項などを中心に

2025年6月末日更新
(駒澤大学名誉教授 西 修)

NO	条項名	採用国	割合 %	国家名
1	環境の権利・義務・保護	100	95.2	クロアチア、ネパール、キューバなど
2	プライバシーの権利	88	83.8	ポーランド、ウクライナ、アンドラなど
3	知る権利	76	72.4	アルバニア、キルギス、ボリビアなど
4	家族の保護	88	83.8	カンボジア、ブータン、アルゼンチンなど
5	政党	92	87.6	スロバキア、モロッコ、コロンビアなど
6	国民投票（憲法改正を含まず）	94	89.5	エストニア、チュニジア、エクアドルなど
7	平和	104	99.0	東チモール、コソボ、イラクなど
8	憲法裁判所	67	63.8	ルーマニア、モンゴル、ジョージアなど
9	国家緊急態対処	105	100	スイス、フィンランド、ロシアなど

*多くの国に国防・兵役の義務規定あり